

第6回 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 日時: 令和2年8月3日(金) 13:30～15:00
- 場所: 能代河川国道事務所 会議室(2階)
- 司会: 能代河川国道事務所 副所長

次 第

1. 挨拶

2. 議 事

- (1) 規約改正
- (2) フォローアップ
 - ・令和元年度取組状況について
 - ・令和2年度取組計画について
- (3) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定に伴う、本減災対策協議会の取り組み内容の追加について

3. 情報提供

- (1) マイ・タイムライン作成支援について
- (2) 秋田地域メディア連携協議会について
- (3) 既存ダムの洪水調節機能強化(事前放流)について
- (4) 流域治水プロジェクトについて
- (5) 起債の活用状況について
(緊急浚渫推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債)

4. 閉 会

第6回 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 ～出席者名簿～

(敬称略)

機 関 名	役 職	氏 名	備 考
能代市	市長	齊藤 滋宣	
北秋田市	市長	津谷 永光	
大館市	市長	福原 淳嗣	
鹿角市	市長	児玉 一 (代理:副市長 阿部 一弘)	
秋田県 総務部	危機管理監	渡辺 雅人 (代理:総合防災課 主査 黒澤 実)	
秋田県 建設部	建設部長	小林 賢太郎 (代理:河川砂防課 調整・企画管理班長 小玉 大史)	
秋田県 山本地域振興局	局長	菅原 純	
秋田県 北秋田地域振興局	局長	鶴田 嘉裕	
秋田県 鹿角地域振興局	局長	岡崎 佳治	
気象庁 秋田地方气象台	台長	加藤 廣	
東北地方整備局 能代河川国道事務所	所長	高橋 秀典	

第6回 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 ～座席図～

窓

スクリーン

北
秋
田
市
長

能
代
市
長

入口

大館市長

秋田県 総務部
危機管理監

鹿角市長

秋田県 建設部長

山本地域振興局長

北秋田地域振興局長

鹿角地域振興局長

秋
田
気
象
台
長
方

能
代
河
川
事
務
所
長
国
道

○	○	事務局	
---	---	-----	--

河川砂防課 気象台 司会副所長 調査第一課長

○	○	○	○
---	---	---	---

河川砂防課 山本地域振興局 能代河川国道事務所

○	○	○	○
---	---	---	---

北秋田地域振興局 能代市 東北運輸局

○	○	○	○
---	---	---	---

能代市 秋田内陸縦貫鉄道 東北運輸局

○	○	○	○
---	---	---	---

北秋田市 大館市 傍聴席

○	○	○	○
---	---	---	---

記者席 記者席

後部入口

「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」 に関する傍聴規程

1. 「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」は公開とする。
2. 協議会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴会場に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。